

所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内の対応について、以下のような条件を満たした場合に評価される事になりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況を公表します。

【算定条件】

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。

・肺炎 ・尿路感染症 ・带状疱疹 ・蜂窩織炎（令和3年4月改定より）

※带状疱疹は抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る

2. 1で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定します。

※検査等を行う介護老人保健施設の医師は、感染症対策に関する研修の受講が必要になります。

3. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定します。

4. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできません。

5. 算定する場合は、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。

6. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載します。

7. 算定開始後は治療の実施状況について公表します。公表にあたっては介護サービス情報の公表制度を活用する等により前年度の当該加算の算定状況を報告します。

◎主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
带状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射、軟膏塗布など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
蜂窩織炎	抗菌薬の点滴注射、抗菌薬の内服療法など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

◎所定疾患施設療養費算定状況

診断名/年月		令和3年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	3	4	1	2	2	3	2	1	1	2	2	5
	日数	21	32	7	14	13	19	13	5	7	14	4	32
尿路感染症	人数	2	5	6	4	0	3	4	5	1	4	6	5
	日数	13	38	35	16	0	21	17	30	7	25	38	40
带状疱疹	人数	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	日数	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	1	9
蜂窩織炎	人数	0	0	1	1	1	2	2	1	1	0	0	1
	日数	0	0	10	5	7	14	12	7	7	0	0	7